

随 意 契 約 結 果 一 覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
馬の種付(交配) 契約	令和 6 年 4 月 8 日	公益社団法人 日本軽種馬協会 日高郡新ひだか 町静内田原 517	1,200,000	本校では、軽種馬生産を授業に取り入れ、種付け、生産、育成、調教、市場上場まで一貫した学習を行っている。競走馬の市場売買は、いかに市場性の高い種牡馬の種付けをするかということが非常に重要となる。より市場性の高い種牡馬の種付けをするためには、契約の目的が代替性がなく本校で選定した種牡馬を種付けする必要がある。 また、専用の施設設備があり、かつ、学校の近隣にあるため、種付けの現場や受胎の確認作業の様子を本校の生徒が授業の一環として立会し、現場において専門家の説明を直接受けることができる公益社団法人日本軽種馬協会との一者随意契約とする。 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び北海道財務規則運用方針第 3 節関係 1 の(2)	

- 注 1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
 4 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
 5 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。